二十六　平成二十五年総務省告示第八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一六の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 16 | 削除 |

第四項の表一三の項及び一四の項中「丈殊嶽」を「丈珠嶽」に改める。

二十七　平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二八の項から三〇の項までを次のように改める。

| | |
|---|---|
| 28 | 削除 |
| 29 | 削除 |
| 30 | 削除 |

第二項の表三四の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 34 | 削除 |

第二項の表三八の項及び三九の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 38 | 削除 |
| 39 | 削除 |

第二項の表四一の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 41 | 削除 |

二十八　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 11 | 削除 |

第二項の表三〇の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 30 | 削除 |

第三項の表一五の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 15 | 削除 |

二十九　平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 3 | 削除 |

第二項の表二八の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 28 | 削除 |

三十　平成二十七年総務省告示第十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表六の項及び七の項中「鈴鹿字大谷338」を「波豆川281」に改める。

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２７年（フ）第７０３８号**

東京都目黒区大橋２―16―18

債務者　オリエンタルホーム株式会社

代表者代表取締役　小俣　　登

1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　堀口　　真

4　破産債権の届出期間　平成27年９月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月13日午前11時30分

東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第７０４５号**

東京都千代田区神田東松下町28番地

債務者　株式会社渋半

代表者代表清算人　堀川　養子

1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　堀川　裕美

4　破産債権の届出期間　平成27年９月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月13日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第７０８３号**

東京都板橋区赤塚新町３丁目８番27号

債務者　株式会社オフィスゼット

代表者代表取締役　半田　丈雄

1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　原田　泰孝

4　破産債権の届出期間　平成27年９月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第７１１３号**

東京都江戸川区北葛西５丁目29番４号

債務者　小黒建設株式会社

代表者代表取締役　小黒　盛太

1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　澤野　正明

4　破産債権の届出期間　平成27年９月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第７１３０号**

東京都府中市朝日町３丁目２番地の３

債務者　中央産業有限会社

代表者代表取締役　方城　寿代

1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岩知道真吾

4　破産債権の届出期間　平成27年９月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第７１３１号**

神奈川県相模原市中央区田名字東山9306番地１

債務者　有限会社シロヤマ

代表者代表取締役　方城　寿代

1　決定年月日時　平成27年８月19日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岩知道真吾

4　破産債権の届出期間　平成27年９月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午前11時

東京地方裁判所民事第20部